

副
本

平成16年(行ウ)第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (21)

平成21年 3月 3/日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義聖



被告茨城県知事指定代理人

仙波

操

長谷川

浩

緑川

佐

木村

正人

芝沼

隆

渡辺

勝彦

時野谷

浩

井坂

一

関根

彦仁

二川

浩

斎藤

茂雄

蓼沼

秋男

大関

麻里子

川又

敬之

志田

健文

被告茨城県公営企業管理者指定代理人

目 次

第1 最終準備書面（1）（財務会計行為論）について	4
1 平成4年最判と平成20年最判	4
2 利水負担金及び繰出金	5
3 ダム使用権設定申請の取下げ	6
4 治水負担金	6
5 水特法負担金及び基金負担金	9
6 小括	10
第2 最終準備書面（2）（利水上の不要性）について	12
1 利根川荒川水系水資源開発基本計画（フルプラン）がダム計画の上位計画であること	12
2 「いばらき水のマスタープラン」が八ッ場ダム事業への参加を規定していること	13
3 1日最大給水量の予測と実績との乖離	15
4 1人1日最大給水量の予測と実績との乖離	15
5 水道用水の予測手法の問題点	15
6 水道用水の合理的な予測	17
7 茨城県が非合理的な予測を行う理由—大阪府との違い	18
8 茨城県営水道の水需要予測の問題点	18
9 大量の余剰水源を抱える茨城県	19
10 利根水系の水道の保有水源	20
11 利根水系水道への余剰水源の供給	22
12 新プランによる水需要予測の下方修正	23
13 環境用水の欺瞞性	24
14 お題目だけの危機管理水量	25
15 地下水は良質な水道水源である	26

1 6 地下水利用量削減の一方で進む水道料金の上昇	26
1 7 地盤沈下対策としての地下水利用量削減は不要	26
1 8 小括	28
第3 最終準備書面（3）（治水上の不要性）について	29
1 カスリーン台風の実績流量	29
2 八斗島地点の基本高水流量	29
3 八ッ場ダムの必要性	30
4 八ッ場ダムの治水効果	30
5 小括	31
第4 最終準備書面（4）（ダムサイトの危険性）について	31
1 基礎岩盤の脆弱性	31
2 基礎岩盤の高透水性	32
3 熱水変質帯の偏在	33
4 断層の存在	33
5 坂巻意見書及び証言に対する反論への再反論	33
6 小括	37
第5 最終準備書面（5）（地すべりの危険性）について	38
1 ダム貯水池周辺の地すべりの調査・検討	38
2 二社平地区地すべり	38
3 林勝沼地区の地すべり	39
4 横壁・白岩沢右岸地区の地すべり	39
5 横壁・小倉（西久保）地区地すべり	40
6 関東地方整備局の新回答に対する反論	40
7 小括	43
第6 最終準備書面（6）（環境に与える影響とその違法性）について	43
第7 最終準備書面（7）（公共事業としての不要性）について	43
第8 被告らの準備書面（19）等の訂正	44

原告らは、2009（平成21）年1月21日付けで最終準備書面（1）～（7）を提出し、当該準備書面において最終的な主張を展開しているが、これらの各主張に対し被告らには反論の機会が与えられておらず、また、仮に本事件が高等裁判所への控訴となれば、当然のことながらこれらの各主張に対して今後反論しなければならない。そこで、本準備書面において、原告らの各主張に対比する形で、被告らの従前の主張の箇所を指摘するとともに、新たな主張には反論を兼ねて主張をすることとする。

第1 最終準備書面（1）（財務会計行為論）について

原告らの最終準備書面（1）（財務会計行為論）の主張をみると、最終準備書面（2）～（7）の主張について検討するまでもなく、主張自体失当のものと言える。被告らの法律上の主張の詳細は、準備書面（5）（治水関係につき同（6）7～14頁、利水関係につき同（8）8～16頁で補充）において述べ、同（17）14～16頁、同（18）、同（20）2～5頁において補足整理したとおりであるので、以下、原告らの主張に対し要点を指摘することとする。

1 平成4年最判と平成20年最判

（1）原告らは、本件各財務会計行為の違法性の司法審査のあり方として、平成4年と平成20年の最高裁判例を挙げているが、何を主張したいのか趣旨不明である。

この判例に基づく本件での判断枠組み等については、被告らの準備書面（18）2～8頁、同（17）14～16頁のほか、同（5）19～23頁、同（6）12頁等で述べたとおりである。

（2）本件での茨城県の利水、治水に関する公金の支出（国庫への納付）の前提となる国土交通大臣の納付の通知等については、原告らの主張するように「予算執行適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」の存否によって判断されるべきものではなく、それが「無効」か否か（「重大かつ明白な瑕疵」の存

否) によって判断されるべきものである (本件での国土交通大臣の納付の通知等は、納付義務を負う地方公共団体に向けられた処分であり、他方、一日校長事件での教育委員会の昇任処分と退職承認処分は、教頭職にある者に向けられたものであって、退職金支給決定をする知事に向けられたものではない。)。原告らは、国土交通大臣の納付の通知等が「有効」であっても、地方財政法4条1項等を理由に、国庫への納付を拒否する義務があるかの如き主張をしているが、根拠不明の失当のものであることはあえて説明するまでもないであろう。

2 利水負担金及び繰出金

- (1) 原告らは、利水負担金と繰出金に係る公金の支出は、客観的に必要性のない水利権を確保するための費用の支出だから、地方財政法4条1項、地方自治法2条14項に違反し違法であると主張しているが、本件の各支出行為者の財務会計法規上の義務に関し具体的にどのように違反するのか趣旨不明であり、主張自体失当のものである。
- (2) 利水についての国土交通大臣の納付の通知等や茨城県の利水負担金等の支出（国庫への納付）が、水利権の必要性に関する県民それぞれの考え方のいかんにより、その適否が左右されるようなことはあり得ることではない。

仮に原告らの主張するように茨城県の保有水源に余剰があり、新たな水源措置の必要がないとしても、被告らの準備書面（18）6・7頁等に述べたとおり、本件の八ッ場ダムに関する利水負担金等の支出が違法となることはあり得ない。また、仮に原告ら主張のように八ッ場ダムによる水利権が必要性のない水利権であったとしても、関係都県知事（議会の議決を要す。）やダム使用権設定予定者の意見（同意）等を経て、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」を変更し、八ッ場ダムへの参画から撤退あるいは参画水量を削減しない限り、本件における国土交通大臣の納付の通知等や茨城県の利水負担金等の支出になんらの影響も及ぼすものではない。

(3) 本件での利水負担金や繰出金の支出は、国土交通大臣の納付の通知等に基づき議会の議決した予算をそのまま執行しているものであって、全てが完全な羈束行為である。そのため、そもそも各支出行為者が地方財政法4条1項に違反して予算を執行するという事態はあり得ないし、財務会計法規上の義務に違反するということもあり得ない。

なお、地方財政法4条1項、地方自治法2条14項の趣旨については、原告らの準備書面(5)19~23頁、同(6)12頁、同(8)12・13頁、同(17)28・29頁に述べたとおりであるが、地方財政法4条1項は、予算執行職員を名宛人とし、一定の目的の施策を実施するに当たって、予算の範囲内で最少の費用をもって最大の効果を挙げることを求めるもので、地方公共団体が公共事業を実施するか否か、実施するとしてどの程度のものとするか等についての政策判断とは無関係の規定である。また、地方自治法2条14項は地方公共団体の事務処理に当たっての訓示規定とされている。

(4) いずれにせよ、利水負担金、繰出金に関する原告らの主張は、実体について議論するまでもなく主張自体失当のものでしかなく、原告らの最終準備書面(2)(利水上の不要性)の主張は、住民訴訟の主張としては全く無意味なものでしかない。

3 ダム使用権設定申請の取下げ

この点については、答弁書2・3頁、被告らの準備書面(6)2~4頁に述べたとおりであって、不適法な訴えであることはここで再度説明するまでもないであろう。

4 治水負担金

(1) ここでも地方財政法4条1項、地方自治法2条14項を主張しているが、上記2(3)で述べたとおり、これら条項により治水についての国土交通大

臣の納付の通知等が違法無効になるとか、地方公共団体にこれを拒否する義務が発生するとか、治水負担金の国庫への納付が違法になるとかということはあり得ない。

(2) 原告らの主張は、利根川本川下流の洪水被害を軽減させるための八ッ場ダムの洪水調節計画（吾妻川のダム建設地点における最大流量3900立方メートル／秒のうち2400立方メートル／秒の洪水調節を行い、6500万立方メートルの洪水調節容量を確保する計画）は、その計画の前提となる利根川水系工事実施基本計画（その後の利根川水系河川整備基本方針も同じ。）で定めた八斗島地点における基本高水のピーク流量2万2000立方メートル／秒が過大に過ぎ、また、八ッ場ダムの上記洪水調節計画も過大に過ぎるから、この洪水調節計画を定めた「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」やこれを前提とする国土交通大臣の納付の通知等は違法無効で、これに基づく茨城県の治水負担金の支出（国庫への納付）も違法であるというものである。

ア しかし、事務監査請求あるいは住民監査請求（住民訴訟）における監査委員の監査は、当該の地方公共団体の事務の執行あるいは財務会計行為の全般に及ぶものではあるが、国の事務の執行の適否を対象とし得るものではなく、また、それが当該の地方公共団体の事務あるいは財務会計行為に関連する場合であっても、それが一見して違法である等の特段の事情でもない限り、制度上、国の事務の執行を適法なものとして扱えば足り、また、扱うべきものである。

本件で原告らが問題とする基本高水のピーク流量算出の適否や八ッ場ダムの洪水調節計画の適否等の国の事業に関する専門的技術的な事項は、本件の住民訴訟の前置手続である住民監査請求における監査委員の調査、監査の対象となるものではなく、そのため、このような主張は、本件の茨城県の住民監査請求・住民訴訟の主張としては主張自体失当のものとして排除されるべきものである。

イ しかも、仮に原告らの主張するように基本高水のピーク流量等が過大であったとしても、被告らの準備書面（18）4・5頁等で指摘したように、国土交通大臣の治水負担金の納付の通知等が違法無効となることはなく、また茨城県の治水負担金の支出が違法になることもあり得ない。

ウ したがって、この点に関する原告らの主張は、実体について議論するまでもなく主張自体失当であって、原告らの最終準備書面（3）（治水上の不要性）の主張は、全く無意味な主張である。

（3） 次に、原告らは、ダムサイト地盤はダムを建設するための適格性を欠き、また、地すべりの危険をはらんでいるから、国土交通大臣の納付の通知等は違法無効でこれに基づく茨城県の治水負担金の支出（国庫への納付）も違法であると主張しているようである。

ア しかし、このような国の事業施工上の技術問題がおよそ茨城県の住民監査請求や住民訴訟の対象となるものでないことは、上記（2）アで述べたところと同様である。

また、これらの原告らの主張は、被告らの準備書面（5）25・26頁、同（18）5頁等に述べたように、要は技術上解決できる問題にすぎないのであって、茨城県の治水負担金の支出を違法ならしめることはあり得ない。

イ したがって、この点に関する原告らの主張も、実体について議論するまでもなく主張自体失当であり、原告らの最終準備書面（4）（ダムサイトの危険性）、同（5）（地すべりの危険性）の主張は、全く無意味な主張である。

（4） さらに、原告らは、八ッ場ダム建設事業は環境影響評価法等に違反するから、このような事業に治水に関する公金を支出することは違法であると主張している。

ア しかし、このような国の事業の実施過程での手続問題の適否が茨城県の住民監査請求や住民訴訟の対象となるものでないことは上記（2）アで述

べたところと同様であり、しかも、このような事業の実施過程の手続問題によって、関係都県の治水負担金の支出の適否が左右されることもあり得ない。このような手続問題は、茨城県の治水負担金の支出に関する財務会計法規上の義務とは関係がないからである。

また、これらの原告ら主張は、被告らの準備書面（17）28頁、同（18）5頁等に述べたように、茨城県の財産上の損害等その財務事項とは無関係であって、この点からも茨城県の治水負担金の支出が違法になることはあり得ない。

イ したがって、この点の原告らの主張も、実体について議論するまでもなく主張自体失当であって、原告らの最終準備書面（6）（環境に与える影響とその違法性）は、全く無意味な主張である。

（5）原告らは、地方財政法4条1項等の主張に加え、同法25条3項についても主張しているが、被告らの準備書面（17）29頁に述べたとおり、的外れの主張でしかない。

また、原告らは、地方財政法25条3項を理由に、知事は治水負担金の支出を拒否すべき財務会計法規上の義務があるなどとも主張するが、失当であることはあえて説明するまでもないであろう。

5 水特法負担金及び基金負担金

（1）原告らは、水特法負担金の負担は、水特法12条1項各号により、指定ダムにより利水上の利益又は治水上の利益が予定されている場合に限られるところ、茨城県は八ッ場ダムによって利水上も治水上も利益を受けないから、水特協定書等は公序良俗（民法90条）に反する等の理由で違法無効であり、そのため、茨城県の群馬県に対する水特法負担金の支出も違法であると主張している。

ア 水特法負担金は、水特法12条1項に定める協議により、同項1号の指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供する

ことが予定されている者において負担することとされ、関係都県知事が代表して水特協定書等を締結しているものである（被告らの準備書面（6）5頁）。

茨城県は、取水量9万4200立方メートル／日（1.09立方メートル／秒）をもって八ッ場ダム建設事業に参画しているが、被告らの準備書面（17）22～25頁、鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）9～16頁等に述べたように、既に県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業において暫定豊水水利権を取得して利根川から取水し、県南・県西地域の水道事業者に水道用水を供給しており、最終的には八ッ場ダムへの参画水量全量を取水することとされている。

その必要性の評価いかんにかかわらず、茨城県が利水上の利益を受けることは自明であり、原告らの主張は失当のものである。

イ また、原告らは、水特協定書（乙43号証）末尾（10条）の「疑義が生じた場合には、……協議の上、処理するものとする。」という文言は、知事が水特負担金を拒否することを想定したものだと述べているが、一般的の契約書にみられるいわゆる協議条項であって、的外れな主張でしかない。

(2) 基金負担金についても、水特負担金と同旨の主張をしているが、失当であることは上記（1）と同様である。

6 小括

以上にみたように、原告らの主張は明らかに主張自体失当のものであり、その最終準備書面（2）～（7）について検討するまでもなく、本訴請求は棄却されるべきものであるが、本件はそれにとどまらず、進んで住民訴訟制度の著しい濫用事案として不適法却下されて然るべきものである。

(1) 本訴請求は、被告らの準備書面（20）2～5頁等において述べたように、極端な住民訴訟制度の濫用例であり、住民訴訟の体裁を整えるため公金の支出等の財務会計行為を掲げてはいるものの、その実質は国の事業である八ッ

場ダム建設事業の必要性を争っているものであって、財務会計行為は単に方便として住民訴訟の体裁を取り繕うためものにすぎない。

本件のような公共事業の当否、適否を問題とするための「直接参政制度」としては、本来選挙権を有する者の50分の1をもつてする監査委員に対する事務監査請求（地方自治法75条）、場合によっては条例の制定改廃の請求（同法74条）が予定されている。事務監査請求は「広く当該普通地方公共団体の事務の執行の全般に及ぶ」が、「監査は、関係事項の処理、執行の事実について調査しその当不當の判定を行うことであり、監査請求により当該普通地方公共団体の実態を周知し、その批判による是正を期待しようとするもの」であって（松本英昭「逐条地方自治法（第1次改訂版）」254・255頁），本件のように国の事務を監査の対象としたり、事務の執行の差止めを求めたり、職員に対して損害賠償の請求を求めたりすることはそもそも予定されておらず、いわんや住民1人（本件では21人）では、上記したような監査すら求めることはできない。本件の21人の原告が八ッ場ダム建設事業に関してなし得る直接参政としては、地方自治法上、請願（同法124条、125条）があるのみである。

本件は、わずか21人の県民（原告）が、実質的に住民訴訟の対象とし得ない八ッ場ダム建設事業という一般行政しかも国の行政の当否、適否を争っているものであり、また、間接民主制による茨城県の総意とは異なる自己の主張の実現という住民訴訟の埠外の目的を掲げて（住民訴訟は主觀訴訟ではなく客觀訴訟であり、そのため住民1人でも提起可能とされている。），争っているものである。本訴請求は、事務監査請求等の要件（選挙権を有する者の50分の1の連署）を潜脱し、しかもその請求ですら求めることのできない差止めや損害賠償等を求めるものであり、上記した請願によるべきものを無理矢理住民訴訟の枠組みに押し込もうとしているものといえる。

(2) このように、本訴請求は著しい住民訴訟制度の濫用であり却下されるべき

ものである。もしこのように解さないと、選挙により選出された代表者により執行されている行政施策に対し地方公共団体の住民1人でも意見を異にすれば、本件と同様の訴えが提起できることになり、また、その一人一人に本件と同様の説明ないし主張をすることにもなって、間接民主制を無視したきわめて不合理な結果となるからである。

なお、本件において被告側から不適法却下の申立てはしていないが、本件が客觀訴訟としての民衆訴訟であることを踏まえれば、その申立てがなくても貴府におかれて却下のご判断をされることに問題はないと考える。

(3) 以上に述べたとおり、原告らの最終準備書面(2)～(7)について反論する必要はないと考えられるが、誤解を避けるため参考までにコメントすることとする。なお、本件は、主張自体失当の事案であり、以下の実体についての説明によって結論が左右されるものではないことを再度強調しておきたい。

第2 最終準備書面(2)(利水上の不要性)について

1 利根川荒川水系水資源開発基本計画(フルプラン)がダム計画の上位計画であること(原告らの最終準備書面(2)9～12頁)

(1) フルプランが八ッ場ダム建設事業など個別の水資源開発事業を拘束するものではないことについては、既に被告らの準備書面(20)7頁、同(17)22頁、同(10)6・7頁、同(2)17・18頁に述べたとおりである。

原告らは、「日本の多目的ダム」(甲47号証)の記載を基に、「フルプランが各水源開発の上位計画としての役割を持つことは議論の余地がない」と述べ、主張の補充を試みているが(原告らの最終準備書面(2)11頁)、これは、水資源開発促進法ないしフルプランに対する基本的な認識を誤った原告らの独自の見解である。

フルプランは、指定水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化

の促進を目的として策定される水系全体の青写真的な性格のものである。供給の目標を達成するために必要な施設の建設（ダム事業等）についてフルプランに記載するのは、その「基本的な事項」のみであり（水資源開発促進法5条2号），水系全体の青写真を描くのに必要な限度での記載が求められているに過ぎない。個別施設の建設（ダム事業等）は、当該事業に関する法令の規定に従って実施されることになっているのであり（同法12条），個別施設の建設（ダム事業等）を拘束するのはフルプランではなく、当該事業に関する法令の規定である。

原告らのいう「上位計画としての役割」が具体的に何を指すかは不明であるが、仮にフルプランが個別施設の建設（ダム事業等）を拘束するという意味であれば、それは誤りである。

なお、原告らの最終準備書面（2）に引用する「日本の多目的ダム（甲47号証）」の77頁に書かれているのは、水資源開発促進法の制定の背景やフルプランの記載事項についての概説的な説明であり、当然のことながら、当該「日本の多目的ダム」の中には、フルプランが個別施設の建設（ダム事業等）を拘束する旨の記述はない。

(2) 第4次フルプランは2000年度で期限切れとなり、それ以降は目標年次における水需要の見通しと供給の目標を定めていないためフルプランとは言えず、八ッ場ダム等は第4次フルプランの期限切れ後、違法な状態で建設が進められてきたとの主張については、被告らの準備書面（17）22頁、同（10）6・7頁及び嶋津意見書に対する意見書（乙225号証）30・31頁に述べられているとおりである。

2 「いばらき水のマスタープラン」が八ッ場ダム事業への参加を規定していること（原告らの最終準備書面（2）12～19頁）

(1) 「いばらき水のマスタープラン」は、茨城県のダム使用権の設定に関する判断のよりどころとされている旨の主張については、被告らの準備書面（1

4) 2, 7・8, 13~16頁, 同(10)7・8頁及び鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)33頁に述べられているとおりである。

なお,原告らは,被告らの「個々の水源開発は水道事業者が政策的に決定している。」や「茨城県が各水道事業者等に水資源開発施設に参画,撤退等を強制できるものではない。」との主張が的外れで事実に反し失当であるとし,その主張の根拠として,茨城県を代表する知事が,八ッ場ダムの使用権設定申請をして同設定予定者の地位にあって,その地位を継続・維持していることを挙げているが,ダム使用権の設定については,水道事業者である市町村等の意見を踏まえて策定した広域的水道整備計画及び実施協定(茨城県知事と市町村長が締結した水道用水供給事業の実施に関する協定書)に基づき実施する水道用水供給事業の事業主体である茨城県企業局が,関係部局と調整のうえ判断しているのであり,申請については茨城県を代表する茨城県知事名で行っているというに過ぎない。このことは,ダム使用権設定の申請書(乙199号証)の文書番号に「企工第138号」とあること(「企工」は,企業局からの文書であることを示している。)からも明らかである。

(2) 旧プランの策定は,霞ヶ浦導水事業の確保水量削減のために行われ,「いばらき水のマスタープラン」が水資源開発事業への茨城県の参画を根拠づける旨の主張については,被告らの準備書面(2)12・13頁,同(8)14頁等及び鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)32~34頁に述べられているとおりである。

なお,茨城県が策定した水需給に関する長期計画は,茨城県の総合計画の将来人口,経済成長の見通し等をもとに推計しているため,総合計画の策定・改定によりこれらの数値が変更されるたびに策定しているもので,茨城県長期水需給計画(平成9年3月策定)は「茨城県長期総合計画」の策定(平成7年3月)を受け,旧プラン(平成14年3月策定)は「茨城県長期総合計画」の改定(平成12年12月)を受け,新プラン(平成19年3月策定)は新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」の策定(平成18年

3月)を受けて、それぞれの総合計画の将来人口推計、経済成長見通し等をもとに策定しているものである。したがって、旧プランは霞ヶ浦導水事業の確保水量を削減するために策定したものではない。

(3) 新プランはフルプランを通して八ッ場ダム建設事業への茨城県の参画を規定している旨の主張については、被告らの準備書面(17)22頁及び鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)31頁に述べられているとおりである。

3 1日最大給水量の予測と実績との乖離(原告らの最終準備書面(2)19～21頁)

新旧プランの水道の1日最大給水量の予測及び八ッ場ダムが関係する利根水系の水道の1日最大給水量の予測が、実績から乖離した過大予測となっている旨の主張については、被告らの準備書面(10)11～14頁、同(14)18～22頁等及び鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)36・37頁に述べられているとおりである。

4 1人1日最大給水量の予測と実績との乖離(原告らの最終準備書面(2)21～23頁)

新プランの給水人口の予測は将来においてはさらに過大となり、また、新旧プランの水道の1人1日最大給水量の予測及び利根水系の水道の1人1日最大給水量の予測は実績と乖離している旨の主張については、被告らの準備書面(10)11～14頁、同(14)18～22頁等及び鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)19・20頁、38・39頁に述べられているとおりである。

5 水道用水の予測手法の問題点(原告らの最終準備書面(2)23～35頁)

(1) 新プランの利根水系における1人当たり家庭用水の予測に誤りがある旨の

主張については、被告らの準備書面（14）20～22頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）40～42頁に述べられているとおりである。

(2) 新プランの茨城県全体及び利根水系における1人当たり都市活動用水及び工場用水の予測が、近年の実績や傾向から乖離している旨の主張については、被告らの準備書面（14）20～22頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）43・44頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、新プランにおける併用井戸の水道への転換による家庭用原単位（原告ら最終準備書面（2）では「一人当たり家庭用水」と表現している。）の増加は仮想の話でしかなく、その例として石岡市（旧八郷町）は水道普及率が高いにもかかわらず家庭用原単位が小さいことを挙げて、普及率の差で家庭用原単位の差を説明することはできないと主張しているが、次に述べるとおり、水道普及が遅い地域は家庭用原単位が小さく、水道普及が進めば家庭用原単位が大きくなることは統計的に示されており、このような裏付けを基に新プランでは家庭用原単位を推計しているのであって、単なる憶測によるものではない。

平成18年度末現在の家庭用原単位の実績をみると、家庭用原単位が石岡市の実績値である187リットル以下の水道事業体は、石岡市を含め茨城県内67事業体中20事業体あるが、このうち14事業体は茨城県全体の普及率91.1%よりも水道普及率が低く（水道普及率が70%未満が5事業体、70%～80%未満が2事業体、80%～90%未満が7事業体）、他の6事業体については水道普及率は茨城県全体の普及率を超えるものの、水道事業の発足が新しく、石岡市を始め5事業体が平成以降の供用開始であり、残り1事業体も昭和63年と比較的供用開始が新しい。このことから水道普及率が低く、あるいは水道事業の歴史が浅く、近年まで井戸に頼らざるを得なかった地域においては、現在も使用可能な井戸があり、井戸水の使用により家庭用水の全部又は一部を賄っているものと推測されるのである。一方で水道普及率が高く供用開始が古い地域については、家庭用原単位が大きい数値

を示しているのであり、換言すれば水道普及が遅い地域は普及率の向上あるいは水道供用後長年の経過によって水道への依存度も高くなり、水道による家庭用水の使用量が増加していくものと考えられるのである。

(3) 新プランの有効率及び負荷率はもっと高い値を設定すべきである旨の主張については、被告らの準備書面（14）20～22頁及び嶋津意見書に対する意見書（乙225号証）45・46頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、水道ビジョン（平成16年6月、厚生労働省健康局作成）の有効率の目標値を茨城県に当てはめて県全体の数字を求める場合、大規模事業体と中小規模事業体の数の比ではなく、給水量の比で加重平均して計算することが正しい計算方法であるから、有効率は96.2%以上とすべきであって、被告らの主張は誤りである旨主張しているが、そもそも水道ビジョンでは、水道事業者等の共通目標となる水道の将来像を示しているが、その施策目標については「事業者ごとに目標を定めようとする場合には、各事業者の実情等によってはその速やかな達成が困難なものがある。その場合には、適宜中間目標を設定して段階的に達成するものとする。」と記載しているように、各水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で独自に目標を定めることを認めているものである。したがって、新プランにおける有効率を、茨城県においては水道事業体の数、給水量とともに中小規模事業体が占める割合が高いこと、茨城県の有効率の実績が全国平均に比べ低いこと等の諸事情を勘案した上で、達成可能な現実的な目標として水道ビジョンにおける中小規模事業体の有効率である95%に設定したのは、誤りではなく、水道ビジョンの考え方と合致しているのである。

6 水道用水の合理的な予測（原告らの最終準備書面（2）35～38頁）

原告らが試算し、恣意性を排除した合理的な利根水系の水道の1日最大給水量の予測は、2015年度に67.0万立方メートル／日、2020年度に67.5万立方メートル／日であるので、被告らの予測（2015年度に7

8. 6万立方メートル／日、2020年度に85.2万立方メートル／日)は過大な予測である旨の主張については、被告らの準備書面(19)11・12頁及び鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)17~22頁、36・37頁に述べられているとおりである。

7 茨城県が非合理的な予測を行う理由一大阪府との違い(原告らの最終準備書面(2)38~39頁)

大阪府が水道の1日最大給水量の減少傾向を踏まえた水需要予測を行い、2つのダム計画から撤退したのに対し、茨城県は八ッ場ダムに固執するから水需要の実績とかけ離れた予測を続けている旨の主張については、鳴津意見書に対する意見書(乙225号証)59頁に述べられているとおりである。

8 茨城県営水道の水需要予測の問題点(原告らの最終準備書面(2)39~50頁)

茨城県営水道の水需給予測は水源開発にあわせて水増しされており、責任引取制とあいまって市町村の自立した水道行政を妨げている旨の主張については、柏村意見書に対する意見書(乙226号証)8~18頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、水道用水供給事業者が行った水需要予測は10年以上も前のものであり、実績と乖離したものであるから、計画への参加が必要か否かを判断するのに必要な現実に即した水需給計画を策定していないことになる旨主張している。しかしながら、県南広域水道用水供給事業は平成8年の浄水方法変更に伴う変更認可以降、また、県西広域水道用水供給事業は平成2年の取水地点変更に伴う変更認可(給水計画は改めていない。)以降、水道法30条に定める要件に該当する事業の変更がないために、認可申請時に作成する事業計画書の給水計画をその後更新していないが、給水計画の変更がないからといって何の判断根拠もなく八ッ場ダムに参画しているわけではない。

県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の水源確保のために八ッ場ダムへ参画した経緯は、被告らの準備書面（17）23頁、同（14）7～13頁、同（1）12～14頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）8・9頁に述べられているとおりであり、また、認可申請時の給水計画とその後の実績との差に関わらず、現在においても将来においても八ッ場ダムが必要であると判断する理由については、鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）9～16頁に述べられているとおりである。

9. 大量の余剰水源を抱える茨城県（原告らの最終準備書面（2）50～54頁）

（1） 茨城県の水道及び工業用水道の1日最大給水量の増加が止まる一方で、霞ヶ浦開発を中心とする水源開発が進み、大量の余剰水源が生み出されたので、霞ヶ浦開発の水源の転用（工業用水道から水道への転用）を進めれば、水道においても十分な水源を確保できる旨の主張については、被告らの準備書面（10）18・19頁、同（14）12・13頁、同（17）24・25頁等及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）24～28頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、平成14年度から総務省において工業用水道の余剰水利権の転用促進制度がつくられていること（甲53号証）から、水道への転用は容易であると述べているが、そもそも茨城県としては、被告らの準備書面（19）11・12頁や鳴津意見書に対する意見書（乙225号）24・25頁に述べられているとおり、現時点で工業用水として確保している水量を水道に転用する予定はない。

さらに、原告らは、平成8年3月に行われた住民監査請求で、県の水行政の不当性が明るみに出たこともあり、茨城県は、平成15年3月、県保留水源のうち1.88立方メートル／秒を水道に転用した旨主張している。しかし、当該住民監査請求は、平成8年5月、茨城県監査委員により棄却され、未活用水源に対する支出に違法性がないと判断されているのであって、茨城

県の水行政の不当性が明るみに出たということはない。なお、当該監査で、茨城県知事らに対し、鹿島第3期工業用水道事業の未契約水量22万5000立方メートル／日（取水量ベースで2.803立方メートル／秒、平成8年当時）について、早期に計画的な活用を図ることなどが要望されたが、茨城県としても、霞ヶ浦開発事業で確保し未活用となっていた水資源を有効利用する必要性があったため、検討を重ねた結果、平成15年3月、霞ヶ浦開発事業による工業用水を水道用水に転用（1.88立方メートル／秒）したものである。

10 利根水系の水道の保有水源（原告らの最終準備書面（2）54～59頁）

(1) 利根水系の水道の2004年度の保有水源は、霞ヶ浦開発による工業用水の県の保留分0.856立方メートル／秒を含め、給水量ベースで約68.7万立方メートル／日であって、原告らが試算した合理的な1日最大給水量は、2015年度67.0万立方メートル／日、2020年度67.5万立方メートル／日であるから、2004年度の保有水源を維持すれば、八ッ場ダムなどの新規水源がなくても利根水系水道全体では将来においても需要を満たすことができる旨の主張については、被告らの準備書面（17）22～25頁、同（19）11・12頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）17～25頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、被告らが霞ヶ浦開発の未事業化分（0.856立方メートル／秒）について、将来の工業用水として位置づけ転用できないとし、一方で、常陸川水門魚道の通過流量に転用することを国土交通省に働きかけているから、被告らの主張は矛盾していると主張しているが、この点について次のとおり付言する。

霞ヶ浦開発で確保している工業用水は、産業大県を目指している茨城県として将来的に必要なものである。一方で、現在国土交通省において整備が進められている常陸川水門魚道の運用には年間を通じて魚道を通過する流量

が必要であるが、霞ヶ浦には魚道の運用を目的とした通過流量が年間を通じて確保されていないため、茨城県としては、当面霞ヶ浦開発による未活用の工業用水を魚道を通過する流量として活用せざるを得ないということなのである。

- (2) 利根水系の工業用水道の保有水源は、給水量ベースで約117万立方メートル／日であって、過去9年間の1日最大給水量の最大値は64.6万立方メートル／日であるから、52万立方メートル／日の余剰水源を抱えており、また、仮に契約水量分99万立方メートル／日の水源を確保しなければならないとしても、工業用水道の保有水源との差18万立方メートル／日（約2立方メートル／秒）を水道に転用することができる旨の主張については、被告らの準備書面（17）24・25頁、同（19）11・12頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）23～25頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、「一般に工業用水道の場合は、受水企業はそれぞれ、必要な容量の受水槽を設置し」、「工場内の使用水量の時間変化は受水槽の貯留量の調節で対応することになっている。」ので、契約水量と実使用水量との差は意味のない水量で、減らしても実用上の問題が生じないと主張しているが、受水企業は、そもそも受水槽の規模を勘案した上で時間当たりの最大使用水量を算出し、企業局と需給契約を締結しているものであって、「契約水量と実使用水量との差は、企業にとって空料金だけを支払う、意味のない水量なのであり、減らしても実用上の問題が生じない」などという主張は、失当なものである。

- (3) 利用量率は実績に基づく96%程度を使うべきである旨の主張については、被告らの準備書面（14）20～22頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証21・22頁）に述べられているとおりである。

なお、原告らは、茨城県の利用量率の近年実績は96%であり、浄水場もクローズドシステムであることから、ロスは小さくなる旨主張している。茨

城県では、水道施設設計指針（平成12年3月、社団法人日本水道協会発行）に即し施設を建設し、事業を運営しているが、事業者としては、将来における原水悪化による浄水ロス率の増加や管路での大規模な漏水によるロス率（ロスの発生など取水から配水までの損失）も考慮すべきであり、実績のみを用いて将来の水源開発水量を減少させるなどということはできるものではない。供給不足が生じないよう、リスクを見込んで事業計画、運営を行うべきものである。

また、原告らは、取水量メーターの精度が上がれば高い利用量率が得られる旨主張しているが、取水量メーターの精度が上がれば利用量率があがるなどということは、根拠のない思い込みであって、取水量メーターが変わっても物理的に流れる水の量は変わらないこと、メーター精度が上がっても利用量率が下がるということも考えられることから、原告らの主張は事実無根である。

1.1 利根水系水道への余剰水源の供給（原告らの最終準備書面（2）59～65頁）

(1) 霞ヶ浦用水事業の余裕施設を使って霞ヶ浦開発の余剰水を利根川等で取水すれば、八ッ場ダム等への参画は不要であるとの主張については、被告らの準備書面（19）12頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）26～29頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、その最終準備書面（2）60頁で、新プランの利根水系における農業用水の需要が下降線をたどると予測しているのに、霞ヶ浦用水事業における農業用水の取水量が今後伸びるとするには矛盾している旨主張しているが、新プランにおいて、利根水系の農業用水需要量が減少しているのは、整備済み水田面積やかん溉畑面積の増に伴う需要量の増よりも、将来的に未整備水田の耕作放棄等による需要量の減を大きく見込んでいためであり、他方、利根水系の一部である霞ヶ浦用水事業区域内においては、通水水田面積の増や新たなかん溉畑面積の増に伴う需要量の増が見込ま

れており、このことの裏付けとして、ほ場整備やかん溉施設の整備などの進展に伴いこれまでの取水量は増加傾向にあることから、霞ヶ浦用水事業における農業用水の需要量の伸びを見込んでいるのであって、何ら矛盾するものではない。

また、原告らは、被告らが主張した霞ヶ浦用水の平成10年に対する平成19年の取水量の伸びをあまりにも恣意的である旨主張するが、被告らは直近の実績とその10年前との比較で伸びを主張したのであって、決して恣意的なものではない。原告らが示す最終準備書面（2）図26からも明らかなるとおり、取水当初の平成6年（最大取水量4.20立方メートル／秒）から平成19年（同8.61立方メートル／秒）までの間においても2.05倍の伸びを示しているのである。

（2）ダム使用権設定予定者がダム事業から撤退し又は参画水量を縮小した場合、それに伴って既支出額の中で不要となった部分（不要支出額）の負担が求められる一方で、納付済みの負担金は全額返還されるから、通常は差引きでそれなりの金額が戻ってくるとともに、今後も続く事業費負担がなくなる旨の主張については、被告らの準備書面（20）4・5頁、同（2）7頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）27・28頁に述べられているとおりである。

12 新プランによる水需要予測の下方修正（原告らの最終準備書面（2）65～69頁）

（1）新プランが旧プランと比べて、水需給の余裕量が3.721立方メートル／秒も増えたのであるから、八ッ場ダムと湯西川ダム（確保水量は合わせて1.776立方メートル／秒）への参加を取りやめることは可能であるが、その余裕量をカモフラージュするため、新たに環境用水と危機管理水量への活用を作り上げたとの主張については、被告らの準備書面（14）25～27頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）47・48頁に述べられているとおりである。

(2) 新プランが旧プランより自己水源である河川自流水を2.112立方メートル／秒、地下水を1.038立方メートル／秒減らし、自己水源を軽視している旨の主張については、被告らの準備書面（14）27頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）48・49頁に述べられているとおりである。

13 環境用水の欺瞞性（原告らの最終準備書面（2）69～72頁）

(1) 環境用水へ転用し、環境用水として利用することはきわめて困難である旨の主張については、被告らの準備書面（14）25～27頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）49・50頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、茨城県に対し、魚道の通過流量に関する関係機関との協議文書の公開を求めたが、「文書が存在しない」との理由で不開示となつたことから、茨城県が保有している工業用水について魚道完成後に使うことの協議は行われていない旨主張しているが、事実に反する。これまで関東地方整備局等関係機関の担当者と数回協議を行つてゐるが、口頭による協議で関係資料が提供されなかつたため文書が存在しないだけのことである。仙波操証人調書14頁21行目に述べられているとおり、通過流量として国に相談をしているところである。

また、原告らは、国土交通省霞ヶ浦河川事務所調査課長の鴨川慎氏に確認したところ、「魚道完成後の通過水量をどうするかはまだきまつていないが、基本的には現在、常陸川水門から時間をきめて放流している水を使うことを考えている。」と述べていると主張しているが、被告らが同氏に確認したところ、「茨城県からは保有している水量を活用してもらいたい旨の話は伺つているが、現在のところは確定していない。」と述べたとのことであり、その発言をもって、魚道等に常陸川水門から時間をきめて放流している水を使うので茨城県が保有する工業用水を魚道完成後に使う予定がないなどとき

めつけるのは、事実を著しく歪曲するものである。

なお、鴨川氏は、時間をきめて放流している水を使うとは一言も言っていないと明言していることを申し添える。

(2) 常陸川水門の魚道の通過流量に利用するという被告の主張は、その場しのぎのものとして出したものにすぎず、事実と異なり、架空の話でしかない旨の主張については、被告らの準備書面（14）25～27頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）49・50頁に述べられているとおりである。

14 お題目だけの危機管理水量（原告らの最終準備書面（2）72～74頁）

危機管理水量はお題目を唱えているだけで、実体がなく現実性のないものである旨の主張については、被告らの準備書面（14）25～27頁、同（19）9・10頁及び鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）51・52頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、利根川・荒川水系の各ダムの供給可能量は21～28%の減少となっているが、霞ヶ浦開発の減少率はゼロであるから、第5次フルプランによる2/20渴水年（20年に2番目の渴水年、昭和62年度を想定）における茨城県の現在の保有水源の供給可能量の減少はわずかであり、危機管理水量を確保しておく必要はない旨主張している。しかし、平成27年における利根水系の水道用水供給量10.22立方メートル/秒のうち霞ヶ浦開発及び霞ヶ浦導水による供給量は5.38立方メートル/秒、八ッ場ダム等の霞ヶ浦開発や霞ヶ浦導水以外の利根水系の水資源開発施設による供給量は2.73立方メートル/秒であり、この安定供給可能量の低下を平成27年の利根水系の水道用水の供給量にあてはめると、利根水系の水道用水の安定供給可能量の低下は約0.6立方メートル/秒となる。

この水量は、利根水系全体の水道用水供給量の約6%，日量にして約5万立方メートルとなるが、八ッ場ダム等の利根川上流ダム等に水源を求めている県

南広域水道用水供給事業の利根川給水系や県西広域水道用水供給事業の水海道給水系等においては、安定供給可能量の低下は約21%となる。したがって、原告らが主張しているように茨城県では保有水源の供給可能量の減少はわずかなどと言えるものではなく、この点からも、茨城県においては、危機管理水量を確保しておく必要があるのである。

1.5 地下水は良質な水道水源である（原告らの最終準備書面（2）75頁）

水道水源として最も良質なものは地下水であり、茨城県営水道の水道水はトリハロメタン濃度が高いと推測される旨の主張については、鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）58頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、千葉県柏市のハム工場の地下水汚染事故（乙240号証）は、その後の調査により地下水そのものの問題ではなく不適切な塩素処理が原因であったことが判明した旨主張しているが、いずれにしても安全確保のため当該工場が水道水の供給を受けることを決定したことに変わりはなく、むしろこのことにより、装置の不具合など地下水の水質汚染以外の理由によっても地下水から水道水に切り替えられることがあることが証明されたといえる。水道事業者としては、このような需要も勘案し、常に安定した給水が行えるよう水源を確保することが必要なのである。

1.6 地下水利用量削減の一方で進む水道料金の上昇（原告らの最終準備書面（2）75～77頁）

茨城県は、各市町村の水道に対し責任引取量として所定の水量を押しつけており、各市町村の水道料金の上昇を引き起こしている旨の主張については、鳴津意見書に対する意見書（乙225号証）56～58頁及び柏村意見書に対する意見書（乙226号証）14頁に述べられているとおりである。

1.7 地盤沈下対策としての地下水利用量削減は不要（原告らの最終準備書面

(2) 77～80頁)

茨城県の地盤沈下は沈静化してきているのであるから、地下水利用量を削減する必要はない旨の主張については、被告らの準備書面（14）28頁、同（10）20・21頁並びに嶋津意見書に対する意見書（乙225号証）54・55頁及び柏村意見書に対する意見書（乙226号証）19・20頁に述べられているとおりである。

なお、原告らは、「茨城県地下水採取の適正化に関する条例」による規制対象は水道用、工業用ではポンプの吐出口断面積が50平方センチメートル超であるのに、農業用水は同面積が125平方センチメートル超と極めて甘い地下水利用規制を行っている旨主張しているが、農業用水は水田や畠地への農業かん溉のための季節（一時的な）採水が一般的である上、再び地下に還元されるという特色があり、地下水への影響は少ないため、揚水機の吐出口断面積を125平方センチメートル超としているのであって、農業用水にとりわけ甘いなどということはない。

これらの規制等により、地盤沈下量及び沈下面積は「茨城県地盤沈下調査報告書（乙188号証）」に記載のレベルにとどまり、茨城県では、これは同条例による効果であると判断している。なお、「茨城県地下水採取の適正化に関する条例」は、地下水の採取の一法律限のみを目的とするものではなく、将来にわたって有効かつ適切に安定した利用ができるように採取行為相互の秩序維持を図り、貴重な水資源である地下水を適切に保全することをもその目的としているのである。

また、原告らは、茨城県の地盤沈下は平成14年以降沈静化しているので、地下水使用量を減らす必要がない旨主張しているが、平成16年においては夏季の降水量が例年に比べ少なかったため、地下水揚水量が増加し、地下水位が低下するとともに地盤沈下の面積も増加するなど、沈静化しているとは言えるものではない。地盤沈下は継続しているが、特に降水量が少ない年には、通常年に比較して地下水位が低下し地盤沈下量も増加する傾向にあるこ

とから、地下水の揚水規制は不要などとは言えないものである。

18 小括

原告らは、その最終準備書面（2）85・86頁に本件の主要な争点として、水道の水需要が今後どのように推移していくか、県営工業用水道の未利用水源が今後工業用水として使用されるか、霞ヶ浦用水事業の送水管で使われていない空き容量が今後使われるか、地盤沈下対策としての地下水削減が必要か、の4点を挙げて、新プラン・旧プランの水需要予測は最近の実績を踏まえないと過大予測であり、未利用水源が工業用水として使用されることは無く、また、農業用水の需要が伸びて霞ヶ浦用水事業の送水管の空き容量が利用されることは無いのであるから、未利用水源の工業用水を霞ヶ浦用水事業の空き容量を使用して転用すれば、八ッ場ダム等の新規の水源開発は不要となるから、茨城県にとって必要性がない八ッ場ダム建設事業に参加して公金を支出することは違法であると主張している。

しかし、このような主張は、第1の2（5・6頁）及び5（9・10頁）に述べたように、そもそも本件における利水負担金の支出（国庫への納付）や水特法負担金等の支出を違法たらしめるものではなく、主張自体失当のものである上、第1の6（10～12頁）に述べたように、住民訴訟の財務会計事項（公金の支出）に藉口して、八ッ場ダム建設事業の中止という住民訴訟の専外の目的の実現を図るという住民訴訟制度の著しい濫用として却下されるものであることを裏付けている主張にほかならない。

茨城県は、これまで述べてきたように、現在及び将来の県民のライフラインにかかわる水道水の安定した供給の確保を図るために、水道事業者である市町村等の意見並びに県民の総意を代表する知事の判断や県議会での十分な審議と議決により、長期的視野に立って八ッ場ダム建設事業に参画しているのである。八ッ場ダムは、県南及び県西地域の各広域的水道整備計画並びにそれらに基づく県南及び県西地域の各水道事業者への水道用水供給事業の水源の

一部として位置付けられ、既に暫定豊水水利権の許可を得て取水しており、現在、県南広域水道用水供給事業では全体計画の90%，県西広域水道用水供給事業では95%に相当する水量について水利権の許可を得て取水し、水道用水を供給しているが（乙225号証9～14頁），さらに、これらの地域は、今後水道用水が不足することが見込まれているため、茨城県では新たな県南西地域広域的水道整備計画（仮称）を策定中である。このように、八ッ場ダムは、県南及び県西地域の県民の安心・安全な生活にとって必要不可欠な水源なのである。

第3 最終準備書面（3）（治水上の不要性）について

1 カスリーン台風の実績流量（原告らの最終準備書面（3）15～16頁，37～45頁，141・142頁）

原告らは、昭和22年のカスリーン台風の実績洪水流量について、国土交通省が推定した約1万7000立方メートル／秒は過大で、1万5000立方メートル／秒が妥当な値であり、また、カスリーン台風時と今日とで出水状況に大差はないこと等から、八斗島地点での洪水ピーク流量は1万6000立方メートル／秒にしかならず、同地点の計画高水流量（河道分担量）1万6500立方メートル／秒と既設6ダムの約1000立方メートル／秒の洪水調節効果を考慮すれば、八ッ場ダムは不要であると主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）18～20頁、同（9）5～10頁、同（19）4頁等のほか、乙157号証の1（以下「治水回答」という。）3～7頁、乙219号証の1（以下「大熊意見書回答」という。）4～7頁、乙221号証の1（以下「大熊証言回答」という。）1～3頁、河崎和明証人調書（以下、「河崎証人調書」という。）3～11頁に述べられているとおりである。

2 八斗島地点の基本高水流量（原告らの最終準備書面（3）17・18頁，45～94頁，142～149頁，156～160頁）

原告らは、国土交通省の貯留関数法を用いた流出解析モデルや総合確率法による確率計算には信頼性がなく、八斗島地点の基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル／秒とするのは著しく過大である旨主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）20頁、同（9）6～9頁、同（13）4～8頁、同（15）4～6頁、同（17）17～20頁、同（19）3・4頁等のほか、治水回答3～7頁、大熊意見書回答9～11頁及び14頁、大熊証言回答5頁、河崎証人調書45～47頁に述べられているとおりである。

3 八ッ場ダムの必要性（原告らの最終準備書面（3）18・19頁、94～123頁、134～141頁、149～155頁）

原告らは、現在の利根川水系の整備状況を前提とすれば、カスリーン台風が再来した場合の八斗島地点流量は1万6750立方メートル／秒にしかならず、八斗島地点下流部の堤防や河道断面の状況を考えれば洪水は溢れないから、ダムを造る必要はないなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（13）5・6頁、同（19）7・8頁のほか、大熊証言回答12・13頁に述べられているとおりである。

4 八ッ場ダムの治水効果（原告らの最終準備書面（3）19・20頁、123～134頁）

原告らは、カスリーン台風が再来した場合の八斗島地点に対する八ッ場ダムの治水効果はゼロで、八ッ場ダムによる一定の調節効果が認められるのは極めてレアケースであり、過去57年間で最大の1998年（平成10年）9月洪水で検証しても、利根川の治水対策として八ッ場ダム建設の意味は見いだせないなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（1）8・9頁、同（2）20・21頁、同（9）13～14頁、同（19）7・8頁のほか、治水回答10～12

頁，河崎証人調書35・36頁，47～49頁，乙254号証の1（鳩津意見書回答）2～4頁に述べられているとおりである。

5 小括

被告らは，治水上の不要性に関する原告らの主張に対し，国土交通省からの回答，河崎和明証言，その他関係資料を基に利根川水系の治水計画について説明してきたところであるが，原告らは，この説明を理解しようとせず，その一部をあえて歪曲して引用あるいは解釈し，原告らの最終準備書面（3）において全く誤った従前の主張を繰り返している。

第1の4（2）（7・8頁）に述べたように，原告らが問題としている基本高水のピーク流量算出の適否や八ッ場ダムの洪水調節計画の適否等の国のこと業に関する専門的技術的事項は，住民監査請求における監査委員の監査の対象となるものではなく，ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもないうえ，これらの事項は国土交通大臣の裁量判断に属するものである等の理由から，国土交通大臣の治水負担金の納付の通知等が違法無効となることはあり得ず，その適否について茨城県が判断し得るものでもない。また，原告らのこれらの主張は，第1の6（10～12頁）に述べたように，住民訴訟制度の著しい濫用として不適法却下されるべきことを裏付けているといえる。

第4 最終準備書面（4）（ダムサイトの危険性）について

1 基礎岩盤の脆弱性

（1）基礎岩盤の岩級区分（原告らの最終準備書面（4）12～18頁）

原告らは，国土交通省は，ルジオン値との相関関係を記さないなど岩級区分の基準を曖昧にして岩級区分を評価しているので，ルジオン値を参照した甲D1号証に示された基準に従って岩級区分の評価を見直すべきであると主張している。

この点については，被告らの準備書面（11）5～9頁，乙172号証の

1（以下「H19ダムサイト回答」という。）4・5、8頁、乙243号証の1（以下「H20ダムサイト回答」という。）6頁に述べられているとおりである。

（2）擾乱帯（原告らの最終準備書面（4）18～23頁）

原告らは、国土交通省がかつて擾乱帯とした断層破碎帯（以下単に「擾乱帯」という。）について、岩級区分の見直した結果は不相当である、また、国土交通省の行った調査は不十分であり、岩級区分の見直しやその見直し結果をもってダム基礎の安全性を判断することには問題があるなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（11）6・7頁、同（19）13・14頁、H19ダムサイト回答5頁、H20ダムサイト回答7・8頁に述べられているとおりである。

2 基礎岩盤の高透水性

（1）基礎岩盤の高透水性（原告らの最終準備書面（4）24～28頁）

原告らは、八ッ場ダムのダムサイト基礎岩盤は、河床付近には高いルジオン値を示す箇所が幾つもある、また、吾妻川の左岸側に地下水位よりも低い位置に高いルジオン値を示す箇所もあるなど、堅硬で難透水性であるなどとは到底いえないことが明らかであると主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）23・24頁、同（11）10～12頁、同（19）14・15頁、H19ダムサイト回答9・10頁に述べられているとおりである。

（2）グラウチング工法の問題点（原告らの最終準備書面（4）29・30頁）

原告らは、グラウチング工法の新指針には信頼性に疑問があるうえ、新指針の基準値を適用し施工しても基礎岩盤の安全性を高め、あるいは保全することは不可能であるなどと主張している。

この点については、被告らの準備書面（2）24頁、同（11）12～1

4頁, 同(17)26・27頁, 同(19)15頁, H19ダムサイト回答10~12頁, H20ダムサイト回答13・14頁に述べられているとおりである。

3 熱水変質帯の偏在（原告らの最終準備書面（4）31~37頁）

原告らは, ダムサイト周辺の基礎岩盤には広く热水変質帯が分布しているので, ダム建設には適切さを欠いている, また, ダム完成後の水位変動により, 岩石の热水変質は加速するなどと主張している。

この点については, 被告らの準備書面(11)7・8頁, 同(17)26・27頁, 同(19)13・14頁, H19ダムサイト回答5・6頁, H20ダムサイト回答8・9頁に述べられているとおりである。

4 断層の存在（原告らの最終準備書面（4）37~43頁）

原告らは, ダムサイト周辺には断層が存在し, また, これらの断層の存在と岩盤の亀裂や水平方向に延びる高透水性の岩盤の存在, 热水変質帯の存在等は, 本件ダムサイトの基礎地盤の剪断抵抗力を極めて脆弱にしていると主張している。

この点については, 被告らの準備書面(11)15・16頁, H19ダムサイト回答14・15頁, H20ダムサイト回答15頁に述べられているとおりである。

5 坂巻意見書及び証言に対する反論への再反論

(1) ダムサイト岩盤の脆弱性, 危険性

ア ダムサイトの継続的な調査について（原告らの最終準備書面（4）46・47頁）

原告らは, 国土交通省の回答は, 現時点までにダムサイト基礎岩盤の安全性が十分に明らかにはなっていないことを認めており, また, 国土交通

省が示した見解は、2004年に改訂したダム建設費が、今後実施される調査の中で、金額増の変更を伴わないことを保証できる調査レベルにないことを示していると主張している。

この点については、被告らの準備書面（11）3・4頁、同（17）26・27頁、同（19）14・15頁、H19ダムサイト回答1頁、H20ダムサイト1頁及び5・6頁すでに述べたとおりであり、現在も継続的な調査・検討を行い、未確認要因による事業への影響をできるだけ回避するようリスク管理の考え方を適用し、調査精度の向上を図っている。八ヶ場ダムにおいて、地質調査レベルを理由に建設費が膨大に跳ね上がるることは考え難い（乙264号証の1（以下「H21ダムサイト回答」という。）2・3頁）。

イ 基礎岩盤の評価・岩級区分について（原告らの最終準備書面（4）47～49頁）

原告らは、基礎岩盤の評価・岩級区分について、ボーリング資料に基づく割れ目間隔・割れ目性状と割れ目の幅や割れ目の広がり等の定量的指標であるルジオン値とを考慮し、総合的に判定すべきである、また、国土交通省は、いまだ岩盤中に発達する亀裂について、成因や分布の規則性などを基にした岩盤割れ目モデルを構築できておらず、グラウチングによって安全性が保証されるとは言い難いと主張している。

原告らが指摘する岩級区分については、技術基準等に基づく評価や専門家からの意見聴取により適切に行われている。また、基礎岩盤対策については、すでにグラウチング計画が立案されており、割れ目系の考察は実施済みである（H21ダムサイト回答3・4頁）。

ウ 左岸山裾部のCL級岩盤について（原告らの最終準備書面（4）49～51頁）

原告らは、平成19年度に追加調査によって、擾乱帯がCM級主体の岩盤であるとした国土交通省の判定を裏付ける確実な証拠はない、また、擾乱帯のCM級とCL級の区別を示す証拠として、シュミットハンマー試験

やエコーチップ試験による強度測定比較がなされていないという指摘に対して、国土交通省の一般論による批判は的外れである、さらに、擾乱帯一帯に分布する断層は、一連の断層帯と見るべきであり、断層帯中の岩盤の一部にCM級が発見されたからといって、必ずしもそれがその地域を一般的に代表するものではないし、むしろ断層帯とみるべきかどうかについて議論し、その見解を明らかにするべきであると主張している。

原告らが指摘する岩盤評価については、平成17年度の横坑調査によりCL級岩盤の分布を確認しているが、CM級主体と判定しているものである。また、強度測定比較については、ハンマー打診による判定で十分であることから、強度測定比較を実施する必要がなかったものである。さらに、断層の評価については、強度や透水性の把握ができれば十分であって、原告らの指摘はダムの設計上意味のないものである（H21ダムサイト回答4・5頁）。

工 右岸上流部変質帯について（原告らの最終準備書面（4）51～53頁）

原告らは、ボーリング密度と熱水変質体の幅とを比較して、ダムサイト周囲に変質帯が及んでいないと断定するのは誤りである、また、コアの白色変質について、岩石中に含まれる膨潤性鉱物粘土の含有量を調べることもなく、従前の調査でことたれりとする国土交通省の見解に疑問を抱かざるを得ないと主張している。

原告らが指摘する熱水変質帯の分布については、ボーリング調査や横坑調査を組み合わせて立体的に実施し、ダムサイト近傍ではほとんど分布していないことが確認されている。また、膨潤性粘土鉱物については、グラウチングによる地下水の移動抑制等により変質帯へ変化し拡大することは考えられない（H21ダムサイト回答5頁）。

（2）ダム基礎岩盤の高透水性（原告らの最終準備書面（4）53～56頁）

原告らは、ダム基礎岩盤の高透水性に関する国土交通省の見解は信用でき

ないうえ、ボーリング調査の方法が不適切なので、河床深度以深を難透水性と判定するには問題がある、また、左岸山側部の透水性について、左岸部でのボーリングデータ等から、高ルジオン値の分布域は広くないとする国土交通省の主張は虚偽である、さらに、圧力一注入量曲線については、限界圧あり型などが示す岩盤亀裂の異常状態を検証することなく、グラウチング技術で対応できるという考えは安易であり、机上の空論であると主張している。

原告らが指摘するダム基礎岩盤の難透水性の判定については、適切な配置や深度を設定したボーリング調査の結果によるものであり、調査密度の多少は問題ではない。また、左岸山側部の透水性については、地下水位面等の確認を目的としたボーリング調査の結果、地下水位以下ではルジオン値が低いことを確認しており、国土交通省の見解が虚偽だなどと言えるものではない。さらに、圧力一注入量曲線については、すでに岩盤亀裂を考慮したグラウチング計画（乙264号証の2参考資料①）が立案されており、坂巻氏の主張は理想論に過ぎず実際の施工を知らない者の主張でしかない（H21ダムサイト回答7～9頁）。

（3） グラウチング技術指針（原告らの最終準備書面（4）56・57頁）

原告らは、グラウチング技術指針の改訂経緯とダム建設が可能となった経緯とが妙に符合する、また、グラウチング技術について、国土交通省から進歩した技術や八ッ場ダムの基礎岩盤に適用の可否について説明がなく、グラウチング技術によって基礎岩盤の脆弱性に対処できるという証明はなされていないと主張している。

グラウチング技術指針の改訂経緯については、H20ダムサイト回答（13頁）やH21ダムサイト回答（10・11頁）のとおり、現時点での技術力を踏まえ、ダム毎に合理的な施工ができるよう見直しをしたものであり、原告らの主張は根拠のない歪曲した主張である。

また、乙264号証の2（H21ダムサイト回答参考資料④）のとおり、グラウチング技術指針の改訂には、地質解析法の進歩による地盤透水性把握

の精度の向上、データ処理・解析を正確・迅速に行うコンピューター管理システムの普及、それによる基礎地盤の条件に合わせた注入圧力、配合、注入量等の適正管理が可能となったことなど、様々な技術の進歩が背景にあり、それらの技術を前提として、現場状況を詳細に検討した上で、岩盤亀裂を考慮したグラウチング計画が立案されているのであり、八ッ場ダム計画の基礎岩盤への対処については問題ないと判断される。

(4) ダムサイトの下流の断層（原告らの最終準備書面（4）57・58頁）

原告らは、ダムサイトの下流にある断層（露頭）は、地層境界になる断層として群馬県表層地質図（甲D5号証の2）に明示されており、この断層系とダム基礎岩盤中にみられる断層系との比較・検討が必要であるが、国土交通省は、断層に対する理解や調査等がないままに、費用対効果を無視したダム建設を進めていると主張している。

ダムサイトの断層分布については、これまでの調査により設計に必要な精度は得られており、原告らが指摘する調査の必要はない。また、原告らの主張には、原告らが指摘する断層がダムサイトにどのように影響するのかという根拠が示されておらず、私的な見解に過ぎない（H21ダムサイト回答12頁）。

6 小括

第1の4（3）（8頁）に述べたように、ダムサイト地盤の問題は国の事業施工上の技術問題に過ぎず、もとよりこのような事柄は茨城県の住民監査請求における監査委員の監査の対象となるものではなく、ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもないうえ、ダムサイト地盤の問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、原告らの主張は、主張自体失当のものでしかない。また、原告らのこのような主張は、第1の6（10～12頁）に述べたように、住民訴訟制度の著しい濫用として不適法却下されるべきことを裏付けているといえる。

第5 最終準備書面（5）（地すべりの危険性）について

1 ダム貯水池周辺の地すべりの調査・検討

ダム貯水池周辺の地すべりは、様々な要因が複雑に絡み合って起きる自然現象であり、湛水に伴い予期せぬ影響が出る場合があることから、事前に全ての現象を把握することは困難である。

そのため、資料収集、地形図・空中写真の判読、現地調査、地質調査（ボーリング等）等の技術を駆使しながら、概査、精査、解析、対策工の計画、施工及び対策工完成後の動態観測という手順を踏んで実施されており、これらは技術基準等に基づいて実施されるものである。この段階的な調査・検討により、地すべり対策の精度向上が図られ、地すべりに対する安全性が確保されるものである。

八ッ場ダムでは、地すべりの専門家からなる「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安全検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、専門家からの助言を受けながらより適切な調査・検討を進めており、今後も検討委員会の委員等の専門家の助言を受けながら精度の高い調査を行い、地すべりの可能性がある箇所については技術基準等や工学的知見に基づいて地すべり対策に修正が加えられ、新たに地すべり対策が必要になっても技術的には十分対応可能であるとされている。

原告らの「事前に地すべり発生の可能性が全くないことをあらかじめ確認しなければならない」ことを前提とした主張は、ダム事業やその安全管理（特にリスク管理）の考え方を知らない者の主張でしかない。

このことについては、被告らの準備書面（11）17・18頁、20～24頁、同（17）27・28頁、同（19）15～17頁、乙174号証の1（以下「地すべり回答」という。）1頁、3～6頁、乙245号証の1（以下「奥西意見書回答」という。）1頁、4・5頁に述べられているとおりである。

2 二社平地区地すべり（原告らの最終準備書面（5）12～24頁）

原告らは、二社平地区の地すべり面について、国土交通省の想定地すべり面は滑落崖や分離丘、その周辺の空洞帯を含んでいない極めて狭小なものであり、計画されている対策工では、ダムの湛水により将来起こるであろう地すべりに対しては不十分な対策であるなどと主張している。

これらの点については、被告らの準備書面（11）26・27頁、地すべり回答9・10頁、奥西意見書回答8・9頁に述べられているとおりである。

3 林勝沼地区の地すべり（原告らの最終準備書面（5）24～33頁、62頁）

原告らは、林勝沼地区には吾妻川の上下流方向に幅400メートル×奥行き400メートルの斜面に数段の階段状の滑落崖が形成されおり、国土交通省が地すべり地としていない中央ブロックは明らかに地すべり活動があった区域であり、地すべり地の中で例外的に地すべり移動のない不動域として取り残された部分以外の場所は滑っていると考えられ、また、国土交通省は地すべりの動きと目される地盤の動きについて何の説明もせずに地すべりを否定しているなどと主張している。

これらの点については、被告らの準備書面（11）28・29頁、地すべり回答11・12頁、奥西意見書回答9・10頁で述べられているとおりである。

4 横壁・白岩沢右岸地区の地すべり（原告らの最終準備書面（5）34～47頁、62・63頁）

(1) 原告らは、国土交通省は、白岩沢右岸地区を7ブロックに区分したうちの「ブロック⑦」の崩壊が山側へ連鎖し地すべりが山流へ及ぶ恐れがあるにもかかわらず何ら対策を講じていないなどと主張している。

これらの点については、被告らの準備書面（11）32・33頁、地すべり回答16・17頁、奥西意見書回答10・11頁で述べられているとおりであり、これまでの調査結果において「ブロック⑦」の地すべりが連鎖するという報告はされていない。

(2) 原告らは、「H 8 横壁報告書」の「ユニット4」の安定計算について、「試料③」のデータを用いて安定計算をしていれば、安全率は相当程度低下したことが考えられると主張している。

この点については、奥西意見書回答10・11頁、乙264号証の1（以下「奥西追加意見書回答」という。）に述べられているとおりである。

5 横壁・小倉（西久保）地区地すべり（原告らの最終準備書面（5）12頁、47～53頁、63頁）

(1) 原告らは、横壁小倉地区では地すべりが起こった限られた範囲では対策が施工されたが、同様の地質・地形条件を持つ小倉地区上下流では地すべり対策は行われておらず、国土交通省は同地の地すべりの危険性を見逃していたにもかかわらず、それらの教訓を生かそうとしていないと主張している。

また、施工された小倉地区一帯の保護工では地下水の浸出や土砂の流出も止まっておらず、同地区では地すべりの危険も土砂流失の危険も現在しているとも述べている。

これらの点については、被告らの準備書面（11）30・31頁、地すべり回答13・14頁、奥西意見書回答10頁で述べられているとおりである。

また、原告らがいうところの保護工は、甲D21号証の写真68を見る限り、法面崩壊の抑止を目的としたものであり、地下水の浸出防止を目的としたものではないと思われ、原告らの指摘は全くの見当違いである。

(2) 原告らは、関東地方整備局は同地は地すべり地でないとしながら「林層の変質等による斜面崩壊の発生の可能性はある」と認めており、それにもかかわらず対策をとっていないと主張している。

この点については、上記1で述べたように、法面保護工などの土砂流出対策を含め必要な対策を実施することとされている。

6 関東地方整備局の新回答に対する反論

(1) 二社平地すべり地について（原告らの準備書面（5）54～57頁）

ア 原告らは、「平成9年度 貯水池周辺地盤性状総合評価業務報告書」では、同地の想定地すべり面は少なくとも滑落崖を含むものとなっていたが、「平成12年度 貯水池周辺斜面安定対策検討業務報告書」では滑落崖が外されることになったのに、このことについては何の記述もされていないと主張している。

この点については、上記1で述べたように段階的な調査・検討により精度を高めた結果であり、また、奥西意見書回答8・9頁で述べられているように、平成19年（2007年）度の表土剥調査等の調査結果からも、明瞭な滑り面は国土交通省のいう推定地すべり土塊までであって、原告らのいう滑落崖は含まないと判断されている。

イ 原告らは、二社平地すべり地の西側隣接地で、平成19年（2007年）12月にコンクリート法枠工が2箇所で崩壊、崩落し、その周辺でもコンクリート法枠がはらんだり亀裂を生じたりしているが、崩壊を起こして1年を経過した時点に至っても、修復工事は着手されていないと主張している。

この点については、関東地方整備局によると、既に工事に着手しており、平成20年（2008年）度で完了する箇所もあるとのことである。

(2) 林地区勝沼地すべり地について（原告らの最終準備書面（5）57・58頁）

原告らは、林地区勝沼地すべりの「中央部の大きな地すべり」について、平成元年（1989年）に国道145号線とJR線路の岩盤に押し出しや沈下が認められており、群馬県もそうした地すべりによる変状に対し大規模な対策工事を行っているのに、一言も答えておらず、「大きな地すべり」の履歴や痕跡について何も検証していないと主張している。

この点については、準備書面（11）28・29頁、地すべり回答11・12頁、奥西意見書回答9・10頁で述べられているとおりであり、また、今後も継続的な調査を行い修正が加えられていくものである。

(3) 横壁地区西久保地すべり地について（原告らの最終準備書面（5）59・
60頁）

原告らは、関東地方整備局は、同地は地すべり地でないとしながら「林層の変質等による斜面崩壊の発生の可能性はある」と認めたのに、有効な対策をとらないと主張している。

この点については、上記5（2）で述べたとおりである。

(4) 横壁地区白岩沢右岸について（原告らの最終準備書面（5）62頁）

原告らは、「ブロック⑦」について安定計算の結果と岩盤の状況の詳細を説明しておらず、保全対象物が存在しないとの理由で何ら対策を探らないのは、最も脆弱な地質構造を有している白岩沢右岸一帯の危険性を放置していくことになると主張している。

この点については、被告らの準備書面（11）32・33頁、地すべり回答16・17頁、奥西意見書回答10・11頁で述べられているとおりである。

(5) 「未だ調査は継続中」との主張について（原告らの最終準備書面（5）60・61頁）

原告らは、事前の現場調査が不十分であるにもかかわらず、被告らや関東地方整備局は現在の地すべり防止工事を進めて本体工事へと移行しようとしている、また、安全確認は中程度のまま着工の実績作りを急ぎ、問題や事故の発生にはその都度対処するという姿勢が見える、さらに、二社平、林地区勝沼、横壁地区西久保、白岩沢右岸の各地区において指摘した危険性について、国土交通省からはこれが除却されているとの説明はなされていないと主張している。

これらの指摘については、技術基準等に基づいたダム建設事業一般に対するダム事業やその安全管理を知らない者の批判でしかなく、また、これまでに説明してきたように誤った事実を前提とした批判であって、単なる言いがかりに過ぎない。

7 小括

第4の6（37頁）に述べたと同様に、地すべりの問題は国の事業施工上の技術問題に過ぎず、このような事柄は茨城県の住民監査請求における監査の対象ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもないうえ、地すべりの問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、また、住民訴訟制度の濫用を裏付ける主張といえる。

第6 最終準備書面（6）（環境に与える影響とその違法性）について

原告らは、八ッ場ダム建設事業は、吾妻峡の景観を損なうとともに、環境影響評価や追加調査が適切に行われておらず、生物の多様性に関する条約や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に反しており、被告らが建設費用を支出することは違法であると主張している（原告らの最終準備書面（6）3～16頁）。

しかし、このような主張は、第1の4（4）（8・9頁）に述べたように、茨城県の治水負担金の支出の適否に影響を及ぼすものではなく、その財務会計法規上の義務とは無関係の主張であり、茨城県の財産的損害とも全く無関係であって、主張自体失当のものであるうえ、住民訴訟制度の濫用を裏付ける主張である。

なお、念のため、被告らは原告らの上記主張に対し反論しているが、その内容は、被告らの準備書面（12）、同（19）17・18頁並びに国土交通省からの回答及び参考資料（乙176号証の1及び2）、国土交通省からの回答及び参考資料（乙247号証の1及び2）のとおりである。

第7 最終準備書面（7）（公共事業としての不要性）について

原告らは、国民にとって不必要的公共事業が公共事業官庁に無駄な予算・権限・天下り先をもたらし公共事業のムダの制度化になっている実態及び事業者

が公共事業に一度着手して費用・労力を費やした以上中止することができないという惰性の圧力の実態が、不必要的公共事業がとまらない原因であると主張している（原告らの最終準備書面（7）3～7頁）。

しかし、このような主張は、財務会計行為を対象とする住民訴訟にはなじまない無意味な主張である。

なお、公共事業の役割については、被告らの準備書面（1）15頁の中で、その事業による公共の福祉の増進という直接の目的のほか、社会資本の整備や雇用の創出、景気対策等の国の財政、経済政策の役割を担うものであり、公共事業である八ッ場ダム建設事業についても、同様である旨述べている。

第8 被告らの準備書面（19）等の訂正

被告らの準備書面（19）14頁下から4行目から2行目までの「右岸側では、ルジオン値は全体的に小さいものの、所々にルジオン値の大きい箇所が認められ、ルジオン値の大きな箇所は、地下水位よりも深い箇所でも認められると判定している。」としている記述は、表現が不十分で意を尽くしていないため、次のとおり補充して訂正する。なお、被告らの準備書面（11）11頁下から2行目から12頁1行目までについても同旨である。

「右岸側では、ルジオン値は全体的に小さいものの、所々にルジオン値の大きい箇所が認められるが、連続性に乏しいもので、全体的な評価としては、河床付近は難透水性であると判断できるものであり、これまでのダムにおける施工実績等を踏まえれば、このような場所でも現在の技術力でグラウチング技術指針に基づく改良目標値を達成することは可能である。」

以上